公　告

諸　事　項

特別支給手続開始決定公告

平成22年８月27日　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成22年第１号
２　特別支給手続開始決定の年月日　平成22年８月27日
３　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成19年９月13日ころから平成21年５月19日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
津波一貴が経営する貸金業者（検察官が既に把握している者は後記４⑴参照）が業として金銭を貸し付け、１日当たり0.3パーセントを超える割合による利息を受領した行為（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項後段違反、主な犯行態様は後記４⑶参照）。
４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している貸金業者の名称、その事務所の所在地及び電話番号
「ワイズ」大阪府門真市幸福町20番11号エンビィハイツ古川橋301号室（06―6905―7555）
⑵　利息等を受領した銀行口座
三井住友銀行門真支店　太田義信名義　口座番号：2983608
⑶　主な犯行態様
○　上記店舗所在地で、債務者に借用証書を記載させ､現金の貸付けが行われる(利息は天引き)。
○　契約期間を10・20・30日間のいずれかとし、10日毎に１割の利息を支払う。
○　元利金の支払いは、上記事務所における手渡しか、備え付けポストへの投函、若しくは指定銀行口座への振込によって行われる。
５　残余給付資金の額　金16万4,842円
６　特別支給申請期間　平成22年８月27日から平成22年10月26日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁 判 所 名　大阪地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成21年９月１日
⑶　確定年月日　平成21年９月16日
⑷　被告人氏名　津波　一貴
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、平成20年４月29日から平成21年５月12日ころまでの間、28回にわたり、５名から、前記３の犯罪行為に関する利息の支払いとして、合計20万1,000円を受領した。
（罪　　名）
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第５条第３項後段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒553―8512　大阪府大阪市福島区福島１丁目１番60号
大阪地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　06―4796―2200（代表）内線3121

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第２０８４号
岡山市北区柳町１丁目11番21号
申立人　おかやま信用金庫
本籍岡山県岡山市東区瀬戸町万富342番地３、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県岡山市東区、死亡年月日平成21年９月15日、出生の場所岡山県赤磐郡可眞村、出生年月日大正３年11月14日、職業無職
被相続人　亡　岸本　　寛
事務所岡山市北区南方１丁目７番21号　ＳＵＭＩＫＡビル２階
相続財産管理人　弁護士　火矢　悦治
岡山家庭裁判所

平成２２年（家）第２０８５号
岡山市北区柳町１丁目11番21号
申立人　おかやま信用金庫
本籍岡山県岡山市瀬戸町万富342番地３、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県岡山市、死亡年月日平成20年２月22日、出生の場所岡山県赤磐郡太田村、出生年月日大正８年８月17日、職業無職
被相続人　亡　岸本和家子
事務所岡山市北区南方１丁目７番21号　ＳＵＭＩＫＡビル２階
相続財産管理人　弁護士　火矢　悦治
岡山家庭裁判所

平成２２年（家）第２３７号
山口県宇部市大字川上字小羽山74番地
申立人　山口宇部農業協同組合
本籍山口県宇部市大字小野第7087番地、最後の住所山口県宇部市大字小野7087番地、死亡の場所山口県宇部市、死亡年月日平成19年３月２日、出生の場所山口県厚狭郡小野村、出生年月日不詳、職業無職
被相続人　亡　秋吉　幸基
事務所山口市駅通り２丁目３番18号法曹ビル４階　弁護士法人末永法律事務所
相続財産管理人　弁護士　黒川　裕希
山口家庭裁判所宇部支部

平成２２年（家）第６０２号
徳島県徳島市西船場町２丁目24番地の１
申立人　株式会社阿波銀行
代表者代表取締役　岡田　好史
本籍徳島県徳島市安宅２丁目229番地、最後の住所徳島県徳島市安宅２丁目４番10号、死亡の場所徳島県徳島市、死亡年月日平成20年10月６日、出生の場所徳島県名西郡入田村、出生年月日昭和６年４月17日、職業不詳
被相続人　亡　新居　　修
事務所徳島県徳島市新蔵町１丁目82番地ダイアパレス新蔵207森法律事務所
相続財産管理人　弁護士　森　　晋介
徳島家庭裁判所

平成３年（家）第４９号
長崎県平戸市戸石川町458番地
申立人　長崎地方検察庁平戸支部
検察官副検事　渡邉　　勝
本籍長崎県松浦市調川町下免88番地の１、最後の住所長崎県松浦市調川町下免731番地の１、死亡の場所福岡県太宰府市水城２丁目１番25号、死亡年月日平成元年12月23日、出生の場所長崎市寶町４丁目１番地、出生年月日昭和10年２月21日、職業不詳
被相続人　亡　谷口　信昭
長崎県平戸市築地町510番地１階
相続財産管理人　弁護士　春野しおり
長崎家庭裁判所平戸支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第４０５４号
茨城県土浦市中村南３丁目８番２号二井矢法律事務所
申立人　弁護士　二井矢旬子
本籍茨城県龍ケ崎市若柴町2240番地１、最後の住所茨城県つくば市池向1512番地88、死亡の場所茨城県つくば市、死亡年月日推定平成21年３月20日､出生の場所神奈川県相模原市、出生年月日昭和29年８月９日、職業会社員
被相続人　亡　伊藤　敏行
催告期間満了日　平成23年３月５日
水戸家庭裁判所土浦支部

平成２２年（家）第７１２３７号
東京都港区虎ノ門３丁目16番７号ピュア虎ノ門ビル３階
申立人　小西　輝子
本籍東京都世田谷区桜丘４丁目3203番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘４丁目21番15号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日平成21年４月９日、出生の場所東京府東京市深川区仲大工町12番地、出生年月日大正９年９月25日、職業無職
被相続人　亡　宍戸　嘉美
催告期間満了日　平成23年３月31日
東京家庭裁判所